

## N. E. バンク-ミッケルセン

(N. E. Bank-Mikkelsen, 1919~1991)

—— その思想 ——

中園康夫

### I バンク-ミッケルセンのノーマリゼーション理論の背景

ノーマリゼーションの原理・思想は1950年代にデンマークでおこった精神遅滞者の親の会や専門家などの運動<sup>1)</sup>をとおして具体化した思想である。その思想は国連の宣言にうたわれ、国際障害者年のスローガン「完全参加と平等」の基本思想であった。また、最近の障害者に対する社会福祉サービスは、施設収容主義から地域に根ざしたサービスへと変化してきているが、このような変化もノーマリゼーション原理にその基礎がある。地域に根ざしたサービスと関連する概念として、脱施設化、統合、グループホーム、普通の生活、アドボカシーなどがあるが、これらはノーマリゼーション原理の発展のなかで用いられてきたものである。ノーマリゼーション原理を歴史的に考察するとき、デンマークの行政官であり、また思想家であったバンク-ミッケルセンをまずあげなければならないだろう。バンク-ミッケルセンは、ノーマリゼーション原理の発現の源となった親の会<sup>1)</sup>などの運動に関わり、「障害者に市民権をあたえよう、地域の普通の住宅に住み、教育を受けよう」という要求をもととしたノーマリゼーション原理を發

展させ、その原理の具体化である1959年法の制定に深くかかわった行政官であった。今日、ノーマリゼーション原理の思想の発展を回顧すると、バンク-ミッケルセン（デンマーク）、ニルジェ（スウェーデン）<sup>2)</sup>、ウォルフェンスベルガー（アメリカ）<sup>3)</sup>のそれぞれの思想（論文）が出発点になっていることがわかる。この3人の思想をめぐってノーマリゼーションは展開してきた。3人のうち、ウォルフェンスベルガーの原理は、社会学の概念を理論構築の中核としているところに特徴がある。ウォルフェンスベルガーの理論は1980年代中頃にある種の変化をするが、ノーマリゼーション原理という達成目標に対して、その「過程とゴール」を重視する考え方には一貫している。それに対してバンク-ミッケルセンは、過程よりもノーマリゼーション原理が達成される「成果」を重視する。さらにバンク-ミッケルセンは、法制度やそれに基づくサービスシステムの具体化に力点をおく。その中心的概念は「平等」ということであり、平等を実現するために、他の市民が有する人間の「基本的権利の実現」が最終目標であると主張する。ニルジェはこの平等の概念を、通常の市民の生活に生起するリズム（生活の暮らし方）の保障という視点からノーマリゼーション原理を述べている。

ノーマリゼーション原理の最も簡明で自然な表現として知られている「ノーマルな生活状態にできるだけ近づいた生活をつくりだす」<sup>4)</sup>という思想は、バンク-ミッケルセンがかかわった1959年法の内閣行政令に述べられたものであった<sup>5)</sup>。この「ノーマル」を表現する名詞はデンマーク語で「normalisering」(normalization)となるが、このことばが今日のノーマリゼーションの最初の概念化であった。この中心概念は、きわめて簡明な普通のあるいはあたりまえの思想である。それだけに彼は、ノーマリゼーション原理が難解な学問上の議論の対象だけになってしまはならないことを強調している。

デンマークで、1855年に精神遅滞者の民間施設がつくられて以来、施設は精神遅滞サービスの主流となり、そして巨大となった。施設は、障害者を社会から守り、社会を障害者から守るという二重の機能を果たすために、市民の生活する場からは隔離されたところに建てられた。そこでは保護主義という名目に基づく処遇がなされた。しかし、その施設の状態や処遇は、決してそこに収容されている障害者の人間としての権利を保障するものではなかった。こうした状況は第2次大戦後まで続いた。

1919年にデンマークのロスキルレで生まれたバンク-ミッケルセンは、1944年にコペンハーゲン大学で法学を学び、法学士の学位を得た。卒業後、新聞記者となった彼は、ナチスがデンマークを占領した時、抵抗運動を行い捕えられた。収容所で人権を無視された生活を経験しながら、平和の問題や人間の自由の問題を考えたのである。戦後、彼は社会省に入った。精神薄弱課（当時）に配置された若きバンク-ミッケルセンは、施設を訪問する仕事の中で、施設の状況が人権を無視したものであることを体験してゆ

く。当時、巨大施設からの障害者の解放や人間的待遇を求めてサービスの改革を求めていた親の会の活動にかかわりながら、親の会の要求を少数の専門家とともに具体化してゆくよう努力した。この結果生まれたのが1959年法であり、世界で初めてノーマリゼーション原理を目指す法律となったのである。バンク-ミッケルセンは1968年にケネディ基金賞をうけている。1971年からは社会福祉局の障害者介護・リハビリテーション部の部長を勤めた。退職後、全国障害者協会の事務局長になったが、1991年没した。バンク-ミッケルセンとは筆者も数度お会いしたことがあるが、行政官というよりは温厚誠実な思索する人との印象を受けたが、同時に彼はつねに障害をもつ人間の日々の生活の現実を変革する意志をもった実践者であった。人間への深い思いと、実践力をもった行政官が当事者、家族の声に耳を傾けながら、それを誰でも理解できる平明なことばで思想・原理にまでたかめ、行政改革を行っていったところに、デンマークのノーマリゼーション思想の発展の特徴があった。簡明であるが実現することが容易でない、あたりまえの思想を、誠実に力強く追求していくのがバンク-ミッケルセンの生涯であったと思う。そしてそれは歳月を経るにつれて、全世界の社会福祉サービスの基盤となつたのである。

## II 理論の発展とサービスの統合

—特別の存在ではなく、普通の市民として—

バンク-ミッケルセンが英語で書いた主要な論文は次のものである<sup>6)</sup>。

(1) A Metropolitan Area in Denmark;

	Copenhagen	1969
(2)	Organization of Services for the Mentally Retarded	1974
(3)	Activities of Daily Living	1974
(4)	The Principle of Normalization	1976
(5)	A Metropolitan Area in Denmark; Copenhagen	1976
(6)	Implementation of Right	1976
(7)	Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded	1977
(8)	同上	1978
(9)	Misconcepts of the Principle of Normalization	1978
(10)	Legislative and Administrative Integration of Services for Handicapped Persons in Denmark	1980

これらの論文の中でバンク-ミッケルセンが一貫して主張している中心的思想は「平等の存在であること（精神遅滞児者は他の障害をもたない市民と同じ人間である）」、そして、「特別の法律を廃止して、他の市民と同じ一般法で援助されるべきである（障害者だけを対象にした法律は障害者を市民社会から分離する結果をもたらす）」という点である。

彼の論文はいずれもこの2つの中心的思想を少しずつ視点や例を変えながら、平明な言葉で述べているところに特徴がある。音楽に例えるなら、どの論文も2つの一貫した主題から成っており、その主題の展開の仕方にそれぞれの論文の特徴がみられる、といってよいであろう。それだけこの2つの思想は彼にとって中核となっていたものであった。この中心的思想は、バンク-ミッケルセンの最も主要な論文(4)「ノーマリゼーションの原理」(1976)に詳しく述べられている。また、この中心的思想は精神遅滞サー

ビスの面では1959年法から1990年法にかけて法律として実現した。彼はこのことの意味を1980年の論文(10)のなかで、次のように簡潔に述べている。

「障害児・者に対するサービスが、中央政府より地方自治体にその権限がうつされるとともに、すべての特別な法律 (all special legislations) は廃止され、一般の社会法 (general social legislation) が、障害児・者を包括するものと変わった。諸サービスは個人の障害のためにあるのではなく、各個人のニードにしたがつてあたえられるべきものなのである。このようにして成立した新しい法律の主な特徴は、障害者をあらわすすべてのカテゴリー（盲・聾・てんかん・言語障害・肢体不自由・精神遅滞）が消滅してしまったことである。1980年1月1日から実施された社会サービス法 (The law on Social Services) は、ノーマリゼーションの原理の帰結として成立した法律である。この法律は、特別のニードをもった人たちに関するすべての規則が含まれている。そして同じ規則が、障害者にも非障害者にも等しく適用される。援助の規準は個人のニードに基づくのであって、彼が属している人間のカテゴリーに基づくのではない。特別のニードをもった人たちに対するサービスの統合に関するこの改革は、百年以上にわたる発展の結果としての、自然な最後のステップであると考えられる。新しい制度は創られたが、それは完全な参加と平等への最善の可能性をあたえるものである」。

ここに述べられている「社会サービスに関する法律」は、おそらく世界で初めて実現したものであり、これはバンク-ミッケルセンが主張してきたノーマリゼーション原理の思想から導きだされた当然の帰結でもあった。精神遅滞行政

にたずさわってきたバンク・ミッケルセンは、思想として「障害をもつ人間存在」を「特別な(special)存在」ではなく「我々と同じ人間存在」として理解し、行政的には「特別法から一般法」への統合にその生涯を捧げた人といってよいであろう。このような彼の思想の歩みを前述の論文を通して、彼自信の平明なことは大切にしながら述べてみたいと思う。

1969年の論文(1)で、彼は精神遅滞者の施設が1885年にデンマークに初めて設立された時から、1960年代までの法律、行政、施設などの福祉サービスの発展を回顧しながら、障害者の生活を「できるだけ普通の生活状態に近づける」というノーマリゼーション原理を法律として最初に成文化した1959年法について述べている。1959年法で、精神遅滞者サービス・システムは12の地方(コペンハーゲンを含む)に区分され、社会大臣から任命された(親の会代表を含む8人)委員により構成された地方センターが、精神遅滞者サービス・システム(施設ケア・地域ケア)の実施責任者となった。このサービスの目的は「障害者の生活状況をできるだけ普通にする」というノーマリゼーション原理の実現である。普通の生活状態とは、児童にとって「両親のもとで生活し、遊び、幼稚園や学校に通学することを意味している」し、成人にとっては「両親と離れて訓練や教育を受け、仕事に従事する権利をもつ」ことを意味している。さらに児童や成人は、普通の生活の一部として余暇やレクリエーションを必要とする。「我々は最善の可能な方法で精神遅滞者を地域に統合しようと努力している。我々は障害者の能力—これらがいかに限界があるものであれ—を發揮できるよう援助する。精神遅滞者は他の人間と同様に最も充実した待遇、訓練、利用可能なりハビリテー

ションを倫理的な方法で提供される基本的権利をもっている」。このように指摘したあとで、彼は「普通の生活状態を遅滞者に提供することは、特別な(傍点・中園)ケアやサポートを提供することが、我々の明確な義務であるということを意味しているのではない。我々は障害者をありのままに受け入れ、彼らが障害をもって生活することを教えるのである。すべての他の市民に開かれているサービスや施設は、どんなものでも原理的には同じように精神遅滞者にも開かれているのである」と述べているが、この思想は1976年の論文「ノーマリゼーション原理」(4)に、より体系的にノーマリゼーション原理として表現されているし、また「特別のケアやサポートを提供することではない」という点は、1978年の論文(9)や1980年の論文(10)で強調されている主題であり、デンマークにおける1959年法ケア法、1974年議会を通過し、1976年施工され、1980年に地方分権を含めて実施された社会サービス法(あるいは社会扶助法とも日本では訳されているが、バンク・ミッケルセンの論文ではサービス法を用いている)、1989年の同法の生活保護部分の改正、という法的整備のながれのなかで実現してきたものである。この論文は1959年法の解説を主としているが、その文中にデンマークが歩むべき新しい精神遅滞サービスの道と、彼の思想が予告されていた。このような思想を、特に精神遅滞者に対するサービス組織の面から論じたのが1974年の論文(2)である。

この論文では、20世紀中頃までのデンマークでの精神遅滞者政策は、保護主義の特徴をもち、その結果、そのサービスは特別の法律と結びついた特別の組織(special organization)をもつことになった。この特別の組織が隔離を生みだし、他の市民のもつ市民的権利を共有できな

いことになってしまった。したがって精神遅滞者のサービス組織は、その他の一般法の中に統合されるべきである、と論じている。この主張は先に述べた1980年に実施された法的統合（特別法を廃止して一般法に統合する）とサービスの統合の必要性を指摘したものであり、ノーマリゼーション原理が法律に及ぼす意味を述べた点で注目すべきものである。またこの指摘は、1959年法の特徴のひとつである法の下の平等というノーマリゼーション原理の具現化を示したものである。これまで法の下に平等というノーマリゼーション原理の基本的思想を主張してきたバンク・ミッケルセンは、1974年に「日常生活動作（ADL—以下 ADL とする）（デンマーク語では「普通の日常生活」と訳される）に関する論文(3)を書いている。これまでの論文が法的側面を考察しているのに対して、この論文はノーマリゼーション原理と具体的日常生活との関係が論じられている。その要旨は次の如くである。ADL（デンマークでは ordinary daily life）とは、精神遅滞者のための上位目標を達成する目標をもった活動のすべてであり、それはノーマリゼーションを意味している。ノーマリゼーション原理は、精神遅滞者もごく普通の人間であると考える普通の思想である。思想としてだけでなく、事実の問題としても精神遅滞者は普通の人間である。したがって他のすべての市民と同じ諸権利をもっている。しかし障害という事実に対しては特別の専門的待遇を受ける権利ももっている。

精神遅滞はノーマルな存在であって、精神遅滞者をノーマルでないと排除する社会は異常な社会であり、人間的な意味では、精神遅滞者と共に存する社会はノーマルな社会である。逆に排除する社会は、人間的視点からみれば貧しい社

会である。しかし同時に、障害をもつ人はその障害に対して処遇や治療を受ける権利をもっている（病気になった人が病気の治療を受ける権利をもっていると同じ意味で一中園）。さらに障害者の生活を普通の状況にするのと同じ次元で、すべての人と同じ発達可能性をもつ障害者に働きかけることは、ノーマリゼーション原理に適うことである。したがって障害者の生活における日常の訓練が必要となってくる。1960年代初期にデンマークに ADL の方法が紹介されてから、それが我々の目指す目標（上位目標）であるノーマリゼーション原理とむすびつくことが理解され、精神遅滞者へのかかわりとして重要な方法であることが認識されるようになった。ADL の内容である日常生活に生起するすべての活動（食事、排泄、衣服着脱、発語など）に働きかけることは、精神遅滞者の生活を普通の状態にしてゆくために必要なものであり、精神遅滞者の発達可能性に働きかける方法でもある。さらにこれらの日常活動に加えて、性的生活を普通のこととするように働きかけることが重要である。精神遅滞者もまた他の市民と同じように性的権利をもっているのであるから、われわれはそれが実現する方法を教える義務をもっているのである。デンマークでは1959年法以来、精神遅滞者（重度も含めて）に対する「教育ガイドブック」を作成するために、地方行政当局とパーソナル訓練学校の代表とで検討委員会をつくり、食事、衣服着脱、排泄訓練の3つの領域でのガイドブックが作成された。このような努力がなされるとともに、ADL を専門的に行える福祉従事者の教育にも力を入れるようになった。このことによって処遇の体系化が可能となった。ノーマリゼーション原理の立場に立てば ADL の重要性はノーマリゼーション原理

とともに明らかなことであるが、しかし世界のいたるところで、今なおノーマルでない方法で処遇している事実があるので、くり返しこの簡明な理論を訴え続ける必要があるのである。

この論文は、ノーマルな環境を創造してゆくために、精神遅滞者の発達可能性（傍点・中園）に働きかけてゆく必要が ADL をとおして語られているのである。この論文のなかで「性的生活の権利」が指摘されたが、この問題はノーマリゼーション原理の基本的権利でもあり、後の論文で詳しく論じられている。

バンク-ミッケルセンは、これまで部分的に述べてきたノーマリゼーションの原理を1976年の論文(4)で体系的に論述している。この論文は、N. ニルジェ、W. ヴォルフェンスベルガーの論文とともに、ノーマリゼーション原理の思想や定義に関する基本論文とよばれており、ノーマリゼーション原理はこれらの3人の思想や定義から始まっている。バンク-ミッケルセンの論文の要旨は次の如くである。

ノーマリゼーションは、精神遅滞者をいわゆるノーマルな人にすることを目的にしているのではなく、精神遅滞者をその障害とともに受容することであり、かれらに普通の生活条件を提供することである。すなわち最大限に発達できるようにするという目的のために、障害者個人のニーズに合わせた処遇、教育、訓練を含めて、他の市民にあたえられているのと同じ条件をかれらに提供することを意味している。では、普通の生活条件とはなんであろうか。この場合「ノーマル」という概念は「それぞれの個の状況によって異なるし、その時代時代の社会的、文化的宗教的条件によっても左右される」が、「生活条件」とは「住居、仕事、余暇」の3つの条件について基本的な内容をととのえること

を意味する。この3つの条件は子供の場合と成人の場合とに分けて考えなければならない。

「住居の条件」の場合、その国の子供たちが、成人するまで親と一緒に生活するのが普通の条件であれば、障害をもつ子供たちも、可能な限り親と一緒に生活することが、ノーマリゼーションの原理にかなうことである。しかし家庭の状態などによって、家庭で生活をすることのできない子供は、施設やホームで生活することになるが、この場合も、地域社会の子供たちと同じような家庭生活の状態が、できるだけ施設においてかなえられていなければならない。成人の場合は、多くの国では成人になると親の家から独立して、自立した生活をするのであるから、精神遅滞者も、親の家を離れて自立した生活をする条件があたえられていなければならない。例えば、ホステル、グループホームのような形態の住居が用意されなければならないだろう。成人になった場合、精神遅滞者の性の問題は大切な問題であるが、多くの偏見でもってみられている。しかし「障害者の性生活を自然な目でみること」が重要なことであり「自然な性生活をする権利」が地域社会の成人と同様にあたえられなければならないのである。

「仕事の条件」としては、子供の場合は「教育を受ける権利」が保障されていなければならないが、精神遅滞児の場合、今までこの点が無視されてきた。しかし今日では「知能の発達いかんにかかわらず、すべての子供（傍点・原著者）に教育が可能であり、教育提供を全児童にまで拡大するのは、すべての国の義務でなければならない。」「精神遅滞の成人（傍点・原著者）は仕事をして賃金を受けるという他の市民と同じ権利をもつべきである」し、そのためには「職業訓練」の機会が保障されていなければならない

い。

「余暇の過ごしかたとレクレーション活動」についても「精神遅滞者が他の市民と同じように余暇をもち、コミュニティが他のすべての市民に開いているレクレーション計画に参加するのは当然のこと」であるが、このことを特に強調するのは「すべての国において、精神遅滞者は余暇に活動する権利をもつ人間としてつねにみなされてこなかった」からである。

3つの側面について述べてきたが「ノーマリゼーションの原理は簡潔にいえば、すべての市民は同じ利益を受ける平等な権利をもっている、ということを意味している」し、「この原理に立てば、精神遅滞者の処遇に関するあらゆる問題が解決できる」のである。

さらに平等な立場に立つとは、他の市民と同じ市民権をもつことである。市民権とは住居と教育と仕事の権利、投票権、結婚する権利、子供を生む権利、結婚と関係なく性生活をいとなむ権利を意味しているのである。

このように、バンク-ミッケルセンによって体系化されたノーマリゼーション原理によって、デンマークが目指している精神遅滞サービスの方向性がますます明確なものとなってきた。彼はこの論文で、1959年法では「できるだけ」という表現が用いられたが、この言葉は「削除」すると述べている。これはノーマリゼーション原理の実践がより徹底した平等を目指すことになったためである。

これまでみてきたように、バンク-ミッケルセンの論文には、一貫した中心的思想があることが理解できるのである。ではこのような彼の中心的思想は、デンマークにおける精神遅滞者サービスの法制化にどのような枠組みを提供するのであろうか。このことを論じたのが1976年の

論文(6)であった。この論文でバンク-ミッケルセンは繰り返しこれまで主張してきたように、精神遅滞者は他の市民と同じ人間であるので、他の市民と同じ平等な権利をもっていることを強調したうえで、このような原理にたてば障害者に対する「特別な法律」は必要がないと断言している。

特別法は「精神遅滞者の生活とその維持を保障するための最小限度のルールで出発し、精神遅滞者を普通の住宅で生活できない特別な集団とみなし、彼らを巨大な施設に隔離してしまう」のである。

さらに、特別法は彼らのもっている諸権利(例えば結婚の権利、投票の権利、そして強制収容を否定する権利など)を奪ってしまうのである。「このような特別法は、法律や普通の生活において平等性を欠くことになり、精神遅滞局のような特別の組織を必要とするようになるのである。このような状況が生まれると、精神遅滞者は教育が必要な場合は特殊教育に、また特別病院という施設におくられることになるのである。こうした状況は保護主義という聖なる名目のもとに行われる。保護は大抵の場合、過保護になり、消極的差別を生み出すようになるのである。」

このようにバンク-ミッケルセンは、障害をもつ人たちに対する特別な処遇（それは特別の障害者法を制定することである）を否定する。ある障害に対する固有の処遇は必要であるが、そのことは障害をもつ人も同じ人間であり市民であるという前提に立てば特別視する必要はないのである（例えば、近視の人が眼鏡を必要とするように一中園）。これは人間としての「同じ基本的ニーズ」なのである、とバンク-ミッケルセンは主張している。

これまで述べてきたようなノーマリゼーション原理に基づく精神遅滞者へのサービスは、デンマークではどのような変化をもたらしたのであろうか。この点について論じたのが1978年の論文(8)<sup>7)</sup>である。

バンク-ミッケルセンはこの論文で、1955年（最初に施設が設立された）からのデンマークでの精神遅滞サービスの本質の変化を「治療一収容保護主義一収容保護主義への批判—ノーマリゼーション」という歩みのなかで概観しながら、「統合と分離」、「法のもとにおける平等」、「男性と女性の同居、および性生活、結婚と子供」の問題を論じている。これらの内容はすでにこれまで発表されてきたものを基礎にしており、著しい変化はみられないが、性（生活）の権利の問題については従来よりも多くのことを論じている。バンク-ミッケルセンは「性（生活）の権利は人間の基本的な権利であるが、また、全世界のほとんどの場所で精神遅滞者がうばわれていた権利である」と述べている。

デンマークでもこの問題については「保護主義者の反対」があったが、彼はデンマークでの性の問題についてのゆるやかな変化の状況を紹介したあとで、「性（生活）の権利」について次のように結論づけている。「精神遅滞者の結婚の権利に関する議論は大抵、性生活の権利についての否定的議論を背景にかくして行われるのは周知のことである。一中略—精神遅滞の人々が普通の生活をする権利があるという一般的の理解は、性生活の問題にまでは至らない。なぜならば、結婚の権利がないという形で性生活の権利が否定されているからである。」彼は最後に、1959年当時と1974年当時の居住施設サービスの形態の変化を統計で示しているが、そこからノーマリゼーション原理に基づく変化がゆるやか

に進んでいることを理解することができる。ノーマリゼーション原理はこれまで述べてきたように、1950年代にその思想があらわれ、60年代、70年代に徐々にサービスに具体化され始めた。この間、多くの研究者たちがノーマリゼーションに関する論文を書いたが、中でもノーマリゼーションに関する理論の発展に大きな影響をあたえたウォルフェンスベルガーの論文「対人サービスにおけるノーマリゼーション原理」は1972年に発表された。また同時に、ノーマリゼーションに関する批判や誤解も多く見られるようになった。このような誤解に対して、バンク-ミッケルセンは1978年に比較的短い論文(9)を発表している。この論文も従来の主張に基づいてノーマリゼーションに対する誤解に反論しているが、その主張の要点は次のようである。

「ノーマリゼーション原理についての最初の誤解は、ノーマリゼーション原理がひとつの“主義”，“テーゼ”，あるいは“ドグマ”になったという事実である。ノーマリゼーションはその本質からして反ドグマである。」したがって、1972年に出版されたウォルフェンスベルガーの理論は、バンク-ミッケルセンにとっては「極めて簡明で実践的なものであるノーマリゼーションが、ウォルフェンスベルガーのように、多くの理論や哲学を必要とするというのは奇妙に思える」のである。ノーマリゼーション原理が理論として一人歩きし、何か新しい特別の科学的概念を生み出してゆくことは、「精神遅滞者は、他の人間と同じ平等な存在であるということを意味しているにすぎない」という平明な事実を忘れているのである。次に、ノーマリゼーション原理は精神遅滞者をノーマルにすることを目指しているのではない。ノーマリゼーションは「精神遅滞者は市民として他の市民と同じ生活状態

を提供されなければならないということを意味している」のである。「ノーマルにすることではなく、平等になること」がノーマリゼーションの主張なのである。障害をもっている状況を除外したり特別視するのではなく、障害をもつ人として普通の市民と同じ権利が保障されるのが、健全な市民社会なのである。したがって、障害をもつ人たちの「障害」だけを対象とした特別法は必要ない、これまで何度も述べてきたことを力説している。デンマークではこのようなノーマリゼーション原理に基づき、1980年からは「障害者のためのすべての特別法が地方当局の普通のサービス形態 (ordinary service forms) の一部として統合された」のである。おそらくバンク・ミッケルセンが英語で執筆した一連の論文の最後になったと思われる（短いものは1, 2あるようだが）1980年の論文<sup>(10)</sup>は、これまでのノーマリゼーション原理の発展によって必然的にもたらされた法的統合と、行政的統合の精神遅滞者サービスに対する意味が述べられ、最後に最初に引用した文章によつてしめくくっているのである。それは彼が一貫して主張し、展開してきた主題の結論でもあった。

1980年の社会扶助法の目的について B. ベルグも次のように述べている<sup>(8)</sup>。1980年1月から実施の社会扶助法は、(1)障害者の差別や社会的偏見を取り除く、(2)社会的統合と社会への完全参加を促進する、(3)できるだけ普通の生活を創造する、(4)できるだけ個人の自主性に介入しない、(5)障害の予防、(6)障害者の収入の維持を保障する。

これまで、バンク・ミッケルセンの論文をとおして、デンマークにおけるノーマリゼーション原理の発展についてみてきた。この発展の内容をみると、1959年法で示されたノーマリゼーシ

ョン原理の思想が着実に実現していることが理解される。こうした発展が何故可能であったのか。かつてバンク・ミッケルセンは筆者との面談で、このことにふれ、i) 社会保障制度が充実していること、ii) まとまった小国であること、iii) 国民に平等性と権利性を大切にする意識が強いこと、iv) 市民の福祉的ニーズを大切にする政党が議会の主流であったこと、v) 福祉行政官の意識、などをあげていた。また、バンク・ミッケルセン自身行政官をしてノーマリゼーション原理の実現に責任をおつてきたが、バンク・ミッケルセンの内面に、人間の尊厳を大切にする思想がなかったならば、ノーマリゼーション原理は、政策として十分に具現化することはなかつたであろう。現在、デンマークのノーマリゼーション原理に基づくサービスは着実に前進している。これからさらに地域での自立的生活のための居住条件の質・量にわたる充実、職員の質や量、生活条件の向上、または低成長期におけるサービスシステムの維持、拡大の方策、など多くの課題がある。しかし、最も重要なことは、ノーマリゼーション原理・思想を基本原理として持続しつづけようとする意志が市民にあることである。

デンマーク障害者団体連合会会長である J. ミュラー (John Müller) は、日本での「国連・障害者の十年」最終年記念セミナーで次のように述べている。

「障害者という特別なグループについての特別法はすべて廃止された。現在は包括的な社会援助法が特別なニーズにある人々に関する条項をすべて定めているので、障害者にも非障害者にも同じ規則が適用されているが、特別なニーズをもつ人々に対しては特別な権利があたえられている。盲、聾啞、精神障害などのような分

類方法は法律ではもはや使われておらず、「かなりの身体的もしくは精神的障害をもつ人々」という語句が使われている。同様に学校法も「長期にわたる特別教育を必要とする生徒」といういい方をし、特別教育が必要となる原因についてはふれていない。障害、非障害にかかわらず、すべての児童が同じ期間の義務教育を受ける。児童教育に関する規則は、すべて包括的一般教育法に定められている。

ある人が一般法の対象となっていることは、異常者という刻印を押されたり、異常者として分類されていないということである。それどころかその人は社会に属し、社会の発展全般から恩恵を受けることができ、すでに社会主流にいるのであるから、メインストリーミングがあたえられるのではない。人は他の市民と平等であり、そのことは、その人の独自のニーズに応じてサービスを受けられることを意味する。」

### III ノーマリゼーション原理の実践を通して考えること

バンク・ミッケルセンの思想は、着実にデンマークの社会に普遍的思想として根づいている。その思想の実現のために、国家財政や自治体財政から予算が支出されても、そのことは当然であるという認識が市民にはある。

このような市民の意識は、その時々の政治的経済的状況に左右されず、ノーマリゼーション原理の目指す道を決して後退させないのである。筆者は、1970年以来幾度となくデンマークを訪れている。今年（1993年）夏にもデンマーク・オーフス市を訪れたが、ノーマリゼーション原理の目指す目標は、着実にきめ細かく前進している印象を受けた。その中でも特に脱施設

化に伴う地域でのグループホームの充実、障害をもつ人たちに対する性の問題への対応が印象深かった。

筆者が訪問したオーフス市のグループホームは、住宅地にある前公團住宅を買い上げたもので、1軒の本部住宅と、それぞれ1人が住む17住宅とからなっている。この意味では、いわゆるグループホームよりもより自立した生活環境である。このことの詳細は省略するが、今なお入居施設は存在するとはいえ、毎年確実に地域での生活者が増加しており、後もどりすることはない。性の問題への対応であるが、バンク・ミッケルセンの論文でも、ノーマリゼーション原理の最終の目標（最も達成が困難という意味で）として性生活の権利が繰り返し強調されていた。人間的視点に立てば、性という基本的ニーズの充足なくして人間という存在はあり得ない（個人的価値観に基づくものは別として）。この問題に関連して、1989年2月10日に性に関する指導書が社会省から出された。それは「社会省指導書、No.4.1989年2月10日」と題するもので、「主に施設に入居している重度の知能遅れと身体障害者の性教育と訓練のあり方を指導したもので、避妊、性病、エイズ問題や自慰介助、補助器具のことなど具体的な問題も取り扱われて」いる。この指導書によって「性教育を受け持つ教員や施設職員らが取るべき立場と障害者の権利が明確にされた」のである。このなかで注目すべきことは「原則的には自慰行為の介助、あるいは性行為の介助、あるいは性交を希望している障害者同士の介助に限られるべきである。しかし障害者が希望すれば、職員は売春婦（夫）にコンタクトを取る手伝いができる」とガイダンスは性教育の一貫として彼らの引用を合法化していることであろう。もち

らん、デンマークでも刑法との関係があり、ガイダンスによって厳密に「事前に教育、治療計画が作成され、その計画が職員会議と障害者本人の承認を得た場合」に限られるが、ノーマリゼーション原理が目指す最も本質的問題を、デンマークではこのように取り組んでいるのである<sup>9)</sup>。もとよりこの問題は、それぞれの国の性文化、性に対する価値観等の問題が前提条件となるが、筆者はノーマリゼーション原理の目指す障害者的人間解放の徹底した努力（形式的な表面的なものではない）を感じる。

デンマークでは、障害者が普通の市民として生活を始める機会がふえるにつれて「障害者が社会的ケース（対象当事者）から文化的、政治的人間（主体的当事者）」<sup>10)</sup>として変容してゆくことが、地域における真の統合の意味であるという考え方が主張されている。このような視点もノーマリゼーション原理の思想的深化であろう。

ノーマリゼーション原理は、人間（障害をもつ者）と人間（障害をもたない者）との真の「関係の平等性」へ限りなく近づく思想である。社会福祉サービスという領域からいえば、専門家とその対象者という「主体と客体」との関係ではなく、その関係を人間と人間の関係という「主体と主体」の関係へ限りなく近づくことを目指すものである。そこにバンク・ミッケルセンの思想の真髄があるよう筆者には思われる<sup>11)</sup>。

#### 注

- 1) 当時の親の会の運動は次の事項を社会大臣に要求した。1) 収容施設の改善、2) 両親・親戚の近くにベッド数20~30の小規模居住施設の設立、3) 相談助言制度と財政援助、4) 教育可能なすべての子供たちへの義務教育の実施、5) 施設入所者の法的権利の保障、6) 後

見入制度、7) 不服申立ての保障、8) 作業所を含むデイ施設の設立、9) 施設運営に親の会代表の参加、等があった。

- 2) Nirje, B., The Normalization Principle and Its Human Management Implications, in R. B. Kugel *et al.* eds., *Changing Patterns in Residential Services for the Mentally Retarded*. President's Committee on Mental Retardation, 1969. Nirjeは1976年のKugelの改定版にも同じ題名の論文を書いていますが、1976年度版の方がより体系的であり、ノーマリゼーション原理が詳細に述べられている。
- 3) Wolfensberger, W., *The Principle of Normalization in Human Services*, National Institute on Mental Retardation, 1972, 日本語訳、中園康夫・清水貞夫訳、ノーマリゼーション—社会福祉サービスの本質—、学苑社、1982年
- 4) 英語では“to create an existence for the mentally retarded as close as to normal living conditions as possible”となる。
- 5) 日本では1959年法の条文にこの文章が表現されていると紹介されているが、正しくない。
- 6) (1)は注2) のKugel *et al.* ed.に掲載された。(5), (7), (8)は同じ論文である。(5)はKugelの1976年改定版に掲載された。(7)は抜刷を小冊子にしたもの。(8)はThe Personnel Training School（3年制のソーシャルワーカー養成機関）の紀要に掲載されたものである。(7), (8)は(5)より22行ほど省略があり、また統計の取り扱いも少し異なっている。なお、(5)と同じ論文が、Flynn, R. and Nitsch, K.E. ed., *Normalization, Social Integration, and Community Services*, univ. Park Press 1980, Chap. 3に掲載されている。(2) FLASH, No. 29, (3) FLASH, No. 29, (4) FLASH, No. 39, (6) FLASH, No. 39, (9) FLASH, No. 44, (10) Winnipeg会議(1980)での報告原稿、実際には発表の機会がなかったとのことである。
- 7) 注6)で述べたように初出は1976年である。
- 8) ベルグは、社会省社会福祉局の広報担当者としてバンク・ミッケルセンと共にノーマリゼーション原理の普及につとめた。世界各地を

- 講演旅行しているが、数年前に来日して九州を中心に講演を行った。Berg, B. The Danish Contribution to WHO's Study on Health and Social Legislation of the Disable, mimeo, 1985年, WHO での国際会議における報告書。
- 9) 片岡 豊, 「知恵遅れの性教育」および「障害者とセックス介助」, DSSA 編, デンマークの社会福祉, DSSA (デンマーク社会研究協会) May 1992. 片岡 豊氏はデンマーク・オーフス市に在住, デンマーク在住20年余, オーフス大学で哲学を学ぶと共に社会福祉の研究も行ってきた人である。千葉忠夫氏と共に, デンマークを訪れる日本の社会福祉関係者が必ずデンマークの社会福祉事情の研修, 通訳でお世話になっている。デンマーク社会研究協会は両氏が中心となって発刊されている。
- この指導書はデンマークの性教育の権威者であるブッテンシェーン (Buttenschon, J., 障害をもつ18歳~21歳の人たちの青年学校の校長であり, 1959年法制定当時, バンク・ミッケルセンの教育顧問をしていた) の指導のもとに作成された。ブッテンシェーンは今夏の中園との面談で, 障害をもつ人たちの独自の文化(生活習慣)の理解が, 地域での障害をもたない人たちとの共生・相互理解に役立つと考えていると語った。彼の著書「sexsology」が片岡氏らによって日本語に翻訳される予定

である。

- 10) 片岡 豊, ハンディキャップ・カルチャー, DSSA 編, デンマークの社会福祉, DSSA, Dec. 1992. 「ハンディキャップ・カルチャー」とはオーフス市の養護学校長 J. ソリエのことばである。片岡論文によると, 彼は「一方的な地域統合政策を批判し, 障害者の主体性を取り入れたノーマリゼーションを強調」しているとのことである。
  - 11) 筆者がバンク・ミッケルセンの翻訳や紹介をしているので記しておく。
- 1) The Principle of Normalization, 拙訳, ノーマリゼーションの原理, 四国学院大学論集, 第42号, 1978年
  - 2) Changing Patterns in Residential Services for Mentally Retarded, 拙訳, 精神遅滞児のための居住施設サービスの形態の変化, 四国学院大学論集, 第44号, 1979年
  - 3) 拙稿, 「ノーマリゼーションの原理」の起源とその発展について, 日本社会福祉学会編「日本社会福祉学」第22-2号, 1981年
  - 4) 拙稿, ノーマリゼーションの課題とその実現方法—特に主要な定義との関連において, 社会福祉研究, 鉄道弘済会, 第31号, 1982年  
(なかぞの・やすお 四国学院大学教授)